

○財務省告示第七十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年二月六日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年三月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百三
十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第二條第一項及び第四條
第一項並びに特別會計に關する
法律（平成十九年法律第二十三
号）第四十六條第一項、第四十
七條及び第六十二條第一項
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募入

三 振替法の適用等

四 発行方法

し、価格競争入札において募入

五
方募
入
法
決
定
の

ハ ロ
札 非
発 競
行 争
入
イ
入 価
札 格
発 競
行 争
額

の決定を受けた各申込みの応募
 価格を募入額により加重平均し
 て得られるものによる発行（以下「非
 競争入札発行」という。）及び
 格競争入札と同時に行われる入
 札であつて、財務大臣が各国債
 市場で特別参加者ごとに応募限
 額を定めるものによる発行（以
 下「国債市場特別参加者・第 I
 非価格競争入札発行」という。）
 各申込みのうち応募価格の高い
 ものからその応募額を順次割り
 当てる。各申込みの応募額を案
 分により
 各割り当てる。特別参加者ごと
 の各国債市場特別参加者ごとの
 各国債市場の範囲内において各
 応募限度額の範囲を割り当て
 る。
 円金額で二兆九百四十一億
 うち、財政法第四十一条の規
 定に基づき発行した利付債に
 ついては、金額で二兆九百八十
 十億四千二百五十万圓、財
 政運営に必要の財源の確保を図
 るため、公債発行の特例に關

(二)

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座の記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、三・一五を乗じた金額)を控除することができる。

平成二十六年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)。
$$\frac{\text{額面金額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払い期とし、各支払期において、その日以前六箇月に属する利子を支払う。

平成三十五年十二月二十日額面金額百円につき百円日本銀行から通知を受けた者

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金額
十七 償還金額
十八 元金支額
十九 払込場所参加

二十

弘者

込期日

平成二十六年二月六日